

財務省告示第二百二十二号  
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）  
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定  
 により平成十七年五月十八日に買入消却した国債  
 の名称等を別表のとおり告示する。

平成十七年六月六日

財務大臣 谷垣 禎一

（別表）

合 計	利付国債 （二十年庫券）	"	"	"	"	"	"	利付国債 （二十年庫券）	国債の名称
	第十回	第二百十回	第二百十回	第二百八回	第二百七回	第二百七回	第二百七回	第二百七回	記号
五百一億円	十八億円	百四億円	八十五億円	一億円	百三十三億円	百十五億円	四十億円	五億円	総額面金額の
	四百七十九円七十	五百六十六円十六銭	七百六十五円十五銭	百三十三円三銭六	百五十二円三十銭	二百二十二円三十銭	百八十二円二十九	百一十二円二十九	額面金額の買入 当たりの金額 の買入円 格